

昭和42年10月20日

第49回総会

われわれ科学者は、真理の探究をもって自らの使命とし、その成果が人類の福祉増進のため役立つことを強く願望している。しかし、現在は、科学者自身の意図の如何に拘らず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当って、絶えずこのことについて戒心することが要請される。

今やわれわれを取りまく情勢は極めてきびしい。科学以外の力によって、科学の正しい発展が阻害される危険性が常にわれわれの周辺に存在する。近時、米国陸軍極東研究開発局よりの半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、われわれはこの点に深く思いを致し、決意を新たにしなければならない情勢に直面している。既に日本学術会議は、上記国際会議後援の責任を痛感して、会長声明を行った。

ここにわれわれは、改めて、日本学術会議発足以来の精神を振り返って、真理の探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する。

7-30

日本学術会議の予算の大巾増額について（決議）

昭和42年10月20日

第49回総会

日本学術会議の予算をその課された任務を遂行するのに必要な額まで増加することについて政府に要望することを下記のとおり決議する。

記

日本学術会議はその予算が著しく過少のために、その機能を十分に果たせない現状にある。よって、本会議がその法律上課せられた任務を十分に果たしうよう国家予算が増額されることを要望する。

7-31

庶発第1387号 昭和42年10月26日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

科学技術基本法案について（申入れ）

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

1. 昭和40年12月の科学技術会議の答申に基いて準備された従来の科学技術基本法案を改め、その対象を「主として自然科学の分野に係る科学技術」のみとすることは、人文科学、社会科学および

び自然科学の各分野における基礎と応用に関する研究の調和のとれた発展を念願する日本学術会議としては反対である。

- 2 本会議は、かねてから科学の民生的で健全な発展のためには、これを指向する国の科学政策の基本を定めた科学研究基本法を制定すべきであることを強く主張してきた。もし、「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興に関する単行法を制定しようというのであれば、それに先立ち、上記科学研究基本法を制定すべきである。
- 3 「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興のみを目的とする法律（しかも大学における研究は原則としてその対象に含まれていない）のために本来諸科学の調和のとれた発展を目的として立案された従来の科学技術基本法案を流用することには反対である。

このような法律は昭和37年5月の本会議の勧告の趣旨および昭和40年12月の科学技術会議の答申の精神から遠く離れ、それらの実現にとって有害な結果を生ずるおそれがあるからである。

7-32

庶発第1391号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣）

宇宙空間科学の推進計画実施について（申入れ）

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、昭和37年5月第36回総会の議に基づき、宇宙空間科学の推進計画実施に関する勧告を行ないました。以来その線に沿って宇宙空間科学における理学の研究がすみ工学の進展が見られました。

一方最近において、実用を目的とした宇宙開発が強く推進される動きがありますが、宇宙空間科学を含めた宇宙開発の調和のとれた発展をはかるために、次のことを申し入れます。

宇宙空間科学の研究は、宇宙開発におけるもっとも基礎的な分野であるから、宇宙開発の全体計画の中で、その占める地位が重視されなければならない。とくに、宇宙空間科学の研究計画については、科学者の自主性と日本学術会議の意見が十分に尊重されるべきである。

なお、わが国の宇宙開発を進めるにあたっては、平和目的に限り、且つその成果を公開し、その原則に基づいて国際協力が推進されるべきである。

7-33

庶発第1392号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部および農林各大臣）